のところであるが、

そればかりではなく、

市民社会の原

導的な地位を着実に確立しつつあり、

スは一七・一八世紀の

3

1

・ロッ

パ近代思想史における嚮

いても、

ィ

・ギリ

ホッブズ、

ハリン

理を反映した政治・社会思想の展開にお

あった。

一方、

ŀ

ン、

クらの偉大な政治理論家たちを輩出したので

ほぼその同時代に大陸ドイツは、とくに

۲, 1

## ブーフ 工 ン ۲ ル フとライプニッ

七世紀ドイツにおける自然法・国家思想の二類型

前 田 俊

文

治・経済の世界的飛躍の歴史的契機となったことは周知 成立・発展し、それが一八世紀における 名誉革命という、二大市民革命を経て、近代市民社会が イギリ 、スでは一七世紀に入ると、 ۲° ーリタン革命、 イギ IJ ス の 政

はじめに

国内

.政治の視点からみると、

一六世紀の宗教改革に起因

する、 分裂状態を呈しており、 ツはもはや国家ではない」と慨嘆した レユニオン・宗教政策の開始などの影響によって政治 六一八―四八年)のもたらした惨禍、 帝と帝国等族との政治的対立に加えて、三〇年戦争 プロテスタントとカトリックとの宗教的対立、皇 約一世紀後にヘーゲル ルイ一四世による 『ドイツ国 が 制論 「ドイ

的

題点はすでにこの時期に醸 税金の賦課と徴収といった、さまざまな制度の不 武力」と「国家権力」 のなかで指摘されている、ドイツ帝国における「共同 ツが一七世紀段階において、 の不在、 成されつつあ それに伴う法 封建制国家から近代 っ た の 律、 で 備の問 司

的に 況は学問の分野においてもドイツの後進性をもたらし、 依然として中世紀的なスコラ哲学が支配 それは、 イツの大学ではこの一七世紀の半ばにおいてもなお イツには中世を遮断するルネサン 近代市民社会の政治原理が未成熟であった点に典型 現れていたが、 中 ・世的なスコラ哲学の影響力が依然として根強 下村寅太郎氏 が 指 スがな」く、「「中 摘するように、 ーして お ŋ

和」を求めて、

ッ

ライプニッツは「新時代の哲学・思想とスコラ哲学の調

対して、

中世的・伝統的思想を近代思想の導入に

5 容に際して、 て、ド の改革・思想の近代化、 中世のスコラ哲学との調 世」に連続してただちに「近世」が始まる」のであるか れ、受容した所以はそこにあったわけであるが、その受 ダなどの先進国の学問成果 グロ 近代ドイツ思想の最大の課題は、「新時代の哲学と イツの思想家たちが ำ ゥ 一七世紀のドイツを代表する二人の思想家 スらの哲学 和 近代的な国家像の構築を目指し イギリスやフランス、 (ホッブズ、 政治 であったといえる。 社会思想) ボダン、 を取り入 ドイ デカ オ ラン ル ý

とからも明白である。

Ų

ほ

と ん

れる、 (一六四六—一七一六) ⊐\* ットフリート • はそれぞれ対立的 ヴ 1 ル ^ ル ム • ラ 対 イ 照 プ 的 = な ッ 反 ッ

統的な思考様式を完全に破壊しようとしたのに 応を示した。 それは、プーフェンド ルフが、 近代的思想によって伝

思想を近代思想のなかに取り込み、それらを調和的に統 (一六八六年)において、 評価するライプニッツの基本的姿勢は、『形而上学序説』 合することを追求していたのである。 中世と近代を対立的に捉えるのではなく、 よって再生させようとしたということである。 ツは、 彼のモ ナド論や予定調和説に看取されるように、 次のように論じられているこ スコラ的な哲学を 中世 ライプニ (神学)

ど追放されてしまった実体形相を再び呼び戻そうと考 っている。 えるのは、大きな逆説を持ち出すものであることを知 「私が古代哲学をある意味において再興 やあの時代の偉大な人びとを正しく判断していな ……近代の哲学者は聖トマス(アクィ

すなわち、

ザ

ム

ェ

ル

• フォ

ン・プーフェ

ンドル

フ

三二一九四)

哲学史上「モナド」論でその名を知ら

こ

テ O)

ーゼとすることで自らの

理論的独自性を前

政 1

治体系の多くを負っているホッブズを思想上

一のアン 面に

工

者のするように解明し消化する労をとれば、 宝庫を見出すであろうと私は確信している。」 わめて重要な、 的な精神をもっ ということがわかってきた。 えすれば人が考えるよりもはるかに堅実なものである 解はこれを適当な場合に、 まったく論証的な多くの真理を蔵する た人がスコラ学者の思想を解析幾何学 用いるべきところに用いさ .....もし誰 か正確な省察 そこにき

かくしてライプニッツは、ともに同じ師エルハル

١

見解を戦わせている。

また、 jurisconsultus, sed minime philosophus」だと誹謗し、 精通しておらず、ほとんど哲学を知らない男 vir parum ツは中世的 の近代思想をそれ ヴァイゲル(一六二五―九九)の下で学んだ兄弟子であ ř デカルト、 ルフとは対立的 プーフェンドルフのことを「法律学にあまり 三伝統的思想の位置づけをめぐって、プー フェ ガリレイ、 ンドルフおよびプーフェンドルフがそ なりに高く評価しつつも、 な思想的観点に立つこととなり、 グロティウス、 ライプニッ ホッブズら ż

打ち出していくこととなる。

帝

国

の

政

それを克服す

帝国

国制

ということや、また、

スコラの哲学者や神学者の見

的 理論的位置づけに関して、 る方途において、 は共通しているが、それにもかかわらず、それを実現す るための改革案・解決策を模索し考案しようとした点で ・宗教的分裂と近代化の遅れを憂慮し、 彼らはともに祖国ドイ あるいは自然法の捉え方、 Ÿ 後述するように鋭く対立する 神 聖 p 1

証し、 ø 思想による伝統思想の否定・破壊」といっ ある 上の問題と苦悶とを描いてみたい。 で当時のドイツ思想あるいは近代思想が抱えていた理論 その基本的相違点を「中世的思想と近代的思想 は筆者の能力上不可能であると思われるので、 とくに両思想家の自然法論と国家理論 イプニッツの全思想体系の精緻な比較は、 ン 法学、 ١, いは 朩 プリ ル ッ フがド ブ 政治学、 「中世的 ズや ・フェ 7 ンドルフとライプニッツを比較すること グ ツの後進的な政治的現実に直 神学等におよぶプー (神学) 思想の再生」に テ 1 ウスの理論 また、 を継受することで ・フェ に問題を限定し、 併せ た側面 対する 紙面 ンド こてプ 面 本稿では、 の 上あるい ル しつつ から検 調 「近代 フとラ 1 和 フ

を構築しつつあった点も指摘したい。 の 形成 ・発展に寄与する近 笩的 な 理

論

## 自然法理

卌

俗的自然法とキリスト教的自然法

**I** 

あっ(5 た。 ح 神学的な前提に依存しない自然法理論を築き上げた点に 統的なスコラ学的要素を残存しつつも、その革新的意義 じているように、 提起した「神学からの自然法の解放」という思想的 いうテーゼ はその内容というよりもむしろ、 たといえる。 シト 「神学からの自然法の解放」「自然法の グロ から出発し、 ーティ ヴ プーフェ が グロ ウス以後の大陸系自然法学はまさしく 『自然法』(一九五一 ティウスの自然法学は、 それをその基本的な任務にして ンド ル フはこのグロ その方法、 年 の 世 ティ すなわち、 な 多分に伝 俗化」と か ゥ で ス Ŧ メ が 論

然なことであった。 理と一八〇度対極的 を展開したライプニ

この

「神学からの自然法の解放」

を

る 個 理

神

め

な位置から全面対決したのも至極

当

したがって、 ントを継承し、

神学ある

ッ

ッ

が

プ

1 ・フェ

ンド

ル

フの自然法原

それを徹底して追求した思想家である。

いは形而上学を基礎とする自然法

と「道徳」 めぐるプーフェンド 近代自然法の根本的問題を孕んでおり、 まず、 この論点から検討してみた の完全分離、 ル フとライプニ あるいはその不可分性に関する ッ ッの きわめて興味深 論 争は、 法

(一六七三年)の序文のなかで、最も明確な形で 論じて る人間の諸義務が導き出される」として、 第三番めのもの 最も共通する諸義務が、 人間の、とくに自らを他者と社会的ならしめる人びとの の三つが挙げられ、「最初のもの 権能の特別な啓示 (peculiaris revelatio divini Numinis) 理性の光 (lumen rationis)、 いる。そこでは人間の義務(officium)の源泉として、 の梗概である『自然法に基づく人間および市民の義務』 ある特定の国家の下に服し、 が、 ンドルフは、 「自然法」と「(啓示)神学」の関係について、 々の すべ 啓示を対象とする道徳 国家に通用する国家法 ての民族に共 大著『自然法と万民法』(一六七二年) 〔神の啓示〕 第二番めのもの 通な自然法 からは、 生活する人間の諸義務 国法 (leges civiles)、 (jus civilis)' (啓示) 〔理性の光〕 キリ (jus naturalis) 神学 (国法) それぞれの原 スト教徒で 聖書に (theologia からは、 からは プ 神の おけ 1 フ

み

をいだくキリスト教徒へと形成することを目的とする

ることに存するが、

「道徳神学」は人間を、現世を立

派 す

敬虔の来世にお

ける報酬に望

生きていくだけでなく、

Lectori Benevolo Salutem, pp. ix-x.)° という形をとって現れると主張する\_(0. H. C.,

的関係を保ちつつ現世を生きていけるよう人間を形成 じられている。「自然法」の目的は人間が他者との社 tori Benevolo Salutem, p. xii.)。「自然法」と「道徳神 学」の第二の相違点は、 を分離しようとする試みが見受けられる (0. H. C., 神の啓示を典拠とする「道徳神学」に属する問題である 暫によってある行為を行うよう命じられている場合、 フは れは理性の光から推論される「自然法」の範囲外であり、 の行為の必然性は理性では説明しえず、したがって、 養が引き出される源泉の違いに求める。 を定めることは困難であるとしつつも、 互的関係である。「自然法」と「道徳神学」との境界 ここで最も重要なのは「自然法」と「道徳神学」の 「自然法」と「道徳神学」の第一の相違点をその教 その源泉の相違から「自然法」と「道徳神学」 その「目的」という観点から論 つまり、 プーフェ もし聖 ンド , Lec-会 そ そ 線 相 ル

> pp. xii—xiii.)° 現世 のみに適用され、「道徳神学」の問題に関 いう指摘である (O. H. C., の目的は「現世の領域」のみに限定され、自然法の格律は すなわち、ここから引き出される論理的帰結は、 とされる (0. forum divinum」に適用されるのは間 の範囲を超えない H. C., Lectori Benevolo Salutem, 「人間の法廷 Lectori Benevolo forum humanum J 違 わる い であ 神 自然法 ると の法

廷

て区別し、 内面的動機を律する倫理規範とをその役割の相違に 行為を律する法と「道徳(啓示)神学」=人間 である (O. H. C., Lectori Benevolo Salutem, p. 動機の問題は来世の問題と深く関わっているから、 かくしてプーフェンドルフは「自然法」=人間 に基づく「道徳神学」の対象たるべきであるという主張 ける人間の行動、それも人間の外面的行為の指導だけ 問題提起を行っている。 行えばよいのであって、 こうした結論からプーフェンドルフはきわめて重 分離させようとするが、ここには法の外面性 その行為の心理 それは、「自然法」は 的 および倫 の の 現 行 外 世 xiii.) 面 為 聖書 一要な ょ 理 に

の分離論の基本的

道徳の内面性という「法」と「道徳」

図式

が

看取されるように思われる。(6)

すでに、

ホ

ップズに

お

しっ

て「法」と「道徳」の分離の考えは萌芽的に存在

述べていることからみても、(?) によって、ここに一つの解答を示したのであった。(8) であり、 それを積極的に推し進めたものであったと考えることが 世俗化」の論理は、 を他者が守るという保障がないときでもつねに人間をそ ていたが、 示神学)」の分離論に対して、 からの解放の論理 自然法論者すべてにつきつけられた思想上の大きな課題 換言すれば「法」と「道徳」の相互的関係の問 できる。「自然法」と「道徳 為を規律する「法」と人間の行為の 倫理 の「自然法の道徳 「道徳」との完全分離というテーゼにつながっており、 ンド 「内面の法廷において in foro interno」 拘束すると こうしたプー ルフの原理に対するある 忠告』(一七〇三年) と プ 1 ホッブズはそれでもなお、「自然法」は ・フェ フェ ンド あるいは「(自然) (啓示)神学からの解放」=「自然法 それを敷衍すれば、 ンド ルフはそれに対して徹底した論理 ルフの「自然法」の「道徳神 (啓示) まさしくプーフェンドル ライプニッツが**、**『プー 神学」、すなわち、 法」と「道徳 人間の外面的行 的 規 範であ 題は近代 そ (啓 学 ż る フ れ の

のような論拠から批判している。

**プニッツは、** 法」と「道徳 りに神を冒瀆した、 プーフェ 域のみに適用されるとするプーフェ のこうした原理とが整合しないからに他ならない。 ているのもライプニッツの哲学体系とプーフェ いう論文のなかで、 ンドルフの自然法学に痛撃を加え、 自然法の目的に関して、 (神学)」は分離できないと激しく非 世俗的 自然法の目的・ な自然法であり、「(自 ンド 対象・原因に関して、 自然法が現 ルフの主張 それ ンド 世 が 難し を次 ライ あま の ル フ

る。」 (M. Q., p. 67.) 身を処する義務を理解する確固とした理由なのであ めに予防手段を講じたいと思うなら、 であろう。 世に据置かれている神の復讐を誰も免れることは の 除することを意味し、 所で説明したように〕 りうる低級な自然法に満足することは、 =来世〕の考慮を無視し、 諸義務を抑圧することを意味するであろう。 "神の摂理と不可分に結びついている、 そしてこのことが人びとが、 (法) そればかりか現世における多く 学の最も重要な 無神論者に 正義に基づい さえ有 (私 自分自身のた 未来 部 が ....来 他 効 の 分 生 を の で こ 揚 削 活 あ

含み、「自然法」 たことにある (M. 合が生じうる可能性をプーフェンドルフが敢えて黙認し るが、ライプニッツが批判するのはまさしくこうした揚 合致しているようなケースが存在しうるということであ 反することを企んでいようが、その行為は一見自然法に Salutem, p. xiii.)° 問題においてさらに明確となる。 という状況が可能となろう (O. H. C., Lectori Benevolo 理を極論すれば、 こうしたライブニッ 対象は人間の外面的行為ばかりでなく内面の問題をも 外面的行為にお が神学に基づく「内面倫理」 内面に Q., p. 69.)。 ライプニッツは 自然法 つまり、 いては合法的で自然法に適っている ツの基本的考えは、 お いては精神的に堕落してい 邪悪な意図を有し、 プーフェ 自然法の対象の ンドルフの に 他 正義 たなら 15 原

ないことを次のように述べている。

る。 同様、 ″ດ°J (M. Q., p. てその諸戒律は自然神学がこれを同様に用いるであろ なり、普遍法学のな 正義に〕 義をある源泉から、 察するのであろうか。 学においてなされない にすることが最も善いことである。 に属しているこれらの主題をいったいどこで我 いうことを誰も否定しないのであるから、 た〔人間の〕 神は万物の尺度なのである。 正義の観念は疑いもなく、 共通する諸規則はたしか 内面に位置づけられるのが当然であると 神に対する罪、そして善なる行為 69.) すなわち神から導き、 かで考察されねばならない。 ……法学においては、人間 のなら、 法と自然的正義 神に関 「神の正義と人 に自然法学の 真実と善の観 わるもの それを完 もし自然 マは に確 そし 部と 間 であ 念と の正 B

学のもつ特別な性格

が持ち出されてきているといえよう。

致)、そのために現世ばかりでなく来世をも支配する神

有さねばならないことが強調され

(「法」と「道徳」の一

不可分の関係として論じられており、「自然法」

実際に人間が行う行為

ع

は

人密面

間接的

(宗教的)

動機づけと、

人間の行為を規定する

が内

が行為する上での倫理的・道徳的規範としての機能をも

「神学」 然法 的傾向に抗するために、 ツの議論は、 「自然法学の神学による基礎づけ」というラ の からの離脱、 回帰であり、 たしかに中世的・ 「法」と 実際ライプニッ 当時そうした理論的趨勢の最 「道徳」 伝統的なキリ の分離とい ツは近代自 Ż ィ ŀ ・う一般 |然法 教 プ 的 = ッ

徹

節

進者であっ

たプー

・フェ

ン ۲.

ル

フ

E

攻

擎

の矛先

ス

ŀ

テレ

ス以

来

正

義

の

問

題は

的

矯

īΕ 下

的

を

卣 底

け

たの な推

であっ

た。

その意味でライプ

=

ッ

ツの

自然法

ĭE. 7

養」「 'n

配分的正義」「普遍的

正義」

の 「交換 三つの

位

の

ۍ

するかによってその

論

者の

基

本 て

的な思想

的

傾

向を窺

知

考察され

る

の

が

般的

となっ

しっ

たが、

どの

正

義 相

を強

る。 原 係に関する重大な論点を典型的な形で集約して 相 は B が理は 一 思想史上における意味はきわめて大きいように思わ 剋をみせているばかりでなく、 かか そしてこの「自然法」 世 わらず、 見伝統主義的で古めかしく思われる 思想」と プ 1 「近代思想」の ・フェ ンドルフとライプ と「神学」、 近代自然法と神学の ダイナミ あ る ・ニッ ッ ッ クな対 が、 い おり、 ツ の は そ 法」 立 論 n そ 関 れ 争

> 正義」 ることが プ 1 ・フェ に最も比重 できる。 ンドル 一を置 フ はこれらの正義のな ζ 論 法をとっ て いっ かでも る が、 そ 「交換 の 理

フェ とり、

ン

۲,

ル

フ

は

ホ

ッ

ブ

ズ

的

な

分

解

1

統 合の

方法」

を 1 由 的

国家の構成単位である人間の分析からその社会契

を解く鍵は、

彼の

人間

本性論と自然状

火態論に

ある。

プ

的な形で取り入れ 思われるライ 蒙思想にも と「道徳」 よっ 道徳 おける「道徳哲学」 チスンら て再び基礎づけ、 に関する議論は一八世紀のスコ 神学二 が、 継承されており、 プニッ プーフェ てい を再統合するために、 ツの主張を、 る の講座を担当したカーマ ので 捉え直し、「法 ンド である。 (9) そこでは、 ル フの自然法学を自然神学 む しろ、 〔=自然法〕」 グ 中 積極 ・ラス 世 ŀ 口 1 ⊐" 的 ラ 帰 ケル、 ンド啓 ì 肯 大学 的 ع 定 12

に ハ に

避けようと努力するが、 Œ, sui」と「無力さ imbecillitas」にみている (J. N. G., はあまりに とって善と思われるもの 約説を始めるが、 § 14.)° つまり、 無力な存在であって、 間 人間 本性の基底的 を追求し、 は自己を保存するために 八間は生 生活に必要な食料 来一人で生き 悪と思わ 特質を「自己愛 amor 'n るも っ 自分に くに の

抑 る。 制 ح の 社会的に 社会性 ならなくてはならないと socialitas の 原 理から自然法 うことで λŝ 導 出

る正

一義論をさらに

比較 確に

検討

せねばならな

b

であろう。

本的性格をより

蚏

するに

は

自然

法

0

根 の自

本

原

理で

あ

て、

プ

1 フ

ェ

ンド

ル

フとライプニ

ッ

ッ

然

法

の

基

服

(等を得

る

は 他

者

Ö

助

力

が

必要不可

欠で

あ

á

か

5

己の保存をよりよくは

かるには、

他者を侵害する傾

ち、 る<sub>0</sub>0 保護と侵害の禁止、 フ する高い 摘されている点である (J. N. G., 間の労働 **\$2.)、そこで注目されるのは、** である先占 (occupatio) の性 クス的 所有権 そしてこの所有理 ١, |格をも規定しているのである。 な合意所有論がとられているが 価 ル (industria, cultura, フ 値づけを前提とした上でなされているの を成立させる合意そのもの の 自然法の 契約の遵守に他ならないからである 論こそが 最 と附合 (accessio) も基本 labor) のもつ重要性 代表的 プ 的 ì IV, iv, § 6.)° な フ 条項 というのは、 ェ がすでに労働 な所有権獲得 <u>;</u> ンド が H. において人 ル ر. ر 所有 フの すな Ļ プ で に が 権 自 方法 XII,

> と社会契約を学ぶ 構築しえたのであった。 形成者であるロッ 受することで、 会思想を展開し、 っ れ な の が たが、 よう。 かに萌芽的に存在していたことがそのことか 基礎とする市民社会認識がすでにプ Ç が母国における市民社会の発達に照 χ. ホッブズ たしかに市民社会はドイツに 9 Ħ, 市民社会の理念像を自然法理論 格好の書物として推奨していることも ク プ <u>;</u>:: (イギリス) がプ 1 ဏ フェ <u>و</u> その証左として市民社会理 Ì ンド フ 所有の交換と契約関 = ンド やグロ ル フはそれ ル ティ ぉ フの著作 1 いて未 応 フ を L ゥ 理論的 た政 ź ンド を自然 成 に B (オ 係 熟 お 理 ル 論 に継 ラン をそ であ ŀ٦ 解 フ て 社 の ර の

平等とともに人間が自然状態で有する基本的権利として

位置づけられ、

私的所有権

成立の根拠としてはグロ

テ

1

指

か

•

11摘できよう。

でもなく所有権

(proprietas)

である。

所有

権

は

自

由

理は言うま

交換に基づく社会的生活を成立させる原

§§ 6—7.,

<u>;</u>=:

တ

5.)

自然状態における

人間

相

互

の IJ,

生

はすで 基

に

国

家設

立以

前

12

入間

が相互に社会的

関

係をとり

は自然法の支配する平和な状態であ

5

そこで

共同生活を営んでいるとされ

. る

6

H. C.,

.س

n

てくる

が、

プ

ì

・フェ

ン

١,

ル

フに

よれ

ば

自然状

態

は

うの 次に 論じられ ない段階での市民生活におけるさまざまな権利と義務 おける最も根 種の市民社会として理解され、 の 誠 問 ઇ્ くして自然状態 実な履行だからである。 題と 私 ていくが、 なる 的所 本的な原理は (有と市) の は 所有の侵害の禁止 プ は 民間 いっ 1 フェ わば商業 の 「交換的 シ契約関係 ンド そしてそれを保障し保護 玉 家権 ル 係が認められれ 正義」 フの 経済を中心とした一 と所有の交換= 力の 市 で 民社会理 いまだ存在し ある。 ځ ば 論 契

の 1 然 あ 対 ゎ 指

約

6

Н.

. ر

I, ii, § 14.)、「交換的正義」が

重要である

の が

する における ン

は、

的所有権の成立によって市民間の侵害行為が発生する可

市民生活を支える原理であるからばかりでなく、

私

フは、 するのが

「交換的正義」を

「商業 (commercium)

に

「交換的正義」

に他ならな

プ

ì

フ

ェ

<u>۱</u>۰

مار

市

民社会の

ル I

ル

を守る規範

(交換的

Œ

義

を創

出する

物と行為に関する最も重要な双務契約」と定義

義論 侵害する可能性を内包していることは明らかである。 り (J. N. G., 欲望」「余剰物への飽くことなき欲望」をよみとって 提とした上で、 復

響

心

、 性のなかに争いを惹起するさまざまな情念 能性が生ずるからである。 要約すれば、 要性を示唆するバ のように人間本性 た人間本性の傾性が所有の不平等を増大させ、 よび所有の交換を基礎とした人間の経済活動、 立を前提として、 の有する意味は、 名声の追求) プリ VII, i, § 4., O. 人間本性の「必要以上に所有せんとする 所有に対する侵害を防止 フェ ッ 論と自然状態論が ク • ばかりでなく、 ンド 自然状態にお ボ プー ル 1 Н. フの自然法体系に ンとなっているのである。 フェンドル <u>ر</u>. ける私的所有権 耳, v, & 6.)、こうし 「交換的 所有権の成立を前 フ Ų (羨望、 んは人間 正 所有権 すな 養」 所有 お しっ 野心、 の本 て正 の わち 権 の 成 ح ぉ 重 を お

人びとの間に適用されるのが配分的正義であるが、

これ

秩序として把握しているが、 社会 察しているが、交換的 (一六六七年)のなかで、 意味を正確に読み取っていたとしても、 ኑ\* ことに存してい 昇していくにつれ、その状態に対応する正義も の自然社会を夫婦→親子→主人と奴隷→家族 に位置づけられているからである。 ライブニッツは、『法律を学習し教授するための新方法』 を高く評価することはなかったであろう。 侵害してはならない neminem laedere」という原理に基 用している厳格法 正義」から「配分的正義」 づくとされる ル ところがライプニッ すなわち、 フの市民社会原理に基づく「交換的 (都市→州→王国) (N. たとい 交換的 М., (jus strictum) →神の教会という六段階の位 ツは、 える。 Ś (矯正的) (矯正的) 正義を三つの段階に分けて考 343.)° へと高まっていくと考えて 自然状態 たとえこうしたプ 次に、 正義は最も低次の段階 正義は、 と考えられ、「何 ライプニッ から 【正義」 少なくともそれ というのは、 一会に結 自然状態で作 社会状態に上 社会→政 ツは 論 1 「交換的 フ のもつ 階制 工

b な の自然社会論と同じく、「正義」それ自体が形 る最高規範である。つまり、ライブニッツの正義論はそ(ギ) 機能しており、 普遍的秩序である神の国 (respublica divina) におい 成するが、「普遍的正義」はすべてのモナドを統轄する 次いで第二段階 敬虔あるいは誠実 (probitas) は、第一段階 (厳格法)、 自然法の最高の段階での正義は神の普遍的正義であり、 づき、その担い手は神である (N. M., SS. 344-345.)。 とされる「普遍的正義」である。「普遍的正義」は敬虔 されているのは、「交換的正義」でも「配分的正義」で (pietas) の原理 ニッツの正義論において最も重要な意味をもちかつ強 に集約される (N. M., SS. 343—344.)。しかし、ライプ 彼らのものを与えよ suum cuique tribuere」という命題 る ヒエラル ラ のが イプニッツのこうした正義論をプーフェンドルフの 髙度に宗教的で徳のある生活において実現する 普 + 遍的正義」であったのである。 1 国家を含めた人間の生活すべてを支配す 構造を有しており、その頂点に位置して (衡平)によって目的とされたことを完 (「誠実に生きよ honeste vivire」)に基 而上学 的 て 調

(aequitas, aequalitas) の原理であり、「各人に

とそれに対応する新たな市民的原理に正面から取り組む にとどまっていたということである。ライプニッツはプ 図につながる理論をいち早く構築しえていたのに対して(語) 神学的・形而上学的色彩を強く帯びた正義論を展開する プラトン的な主知主義的思想に高い価値を置くことで、 ライプニッツはあくまでもアリストテレス的な目的論と のための国家の必要性というロック的な社会契約論の構 義」のもつ重要性を指摘し、生命の安全と所有権の保護 を基礎とする市民社会論を展開することで「交換 立を合意所有論によって説明し、所有の交換・契約関係 的傾向を認め、自然状態における事実上の私的所有 共同体の共通善を徐々に実現していくとするアリスト ば、プーフェンドルフが、人間はその成長につれて政治 正義論と対比して、その思想的特質を挙げるとするなら レス的な目的論的世界観を否定して人間本性の自己保存 フェンドルフとは違って、来るべき新たな社会の登場 的 の 成 正 テ

が相互関係 フとライプニッツを比較することは、まさしく市民社 こうした正義論の相違は前述した「自然法」と「神学」 係の問 題とも深く関連しており、 プロ . フ

ことはなかったのである。

1

ル 0

会の

生

誕とそれ

E

B

はや

対応しきれなくなっ

た中

世

思

想

ハ

ル

論的 との 学と神学思想によっ 会を弁証する自然法論を展開しえてい イプニッ つつも、 図 に言 をみることの 乖 その意味でラ 離 ツは、 「えば、 敢えてスコラ的思考様式を放棄せずそれ あ る 近代自然法の プ ۱ 1 できる好例ではない は Ź て基礎づけられ フ 一中 ヮ゚ æ ンド \_ 世 ッ ッは 直 ع ルフがある 一面した えるのではなかろう 「近代」 あくまでも彼 た たの 理 かと思われ 伝統的 の 論的 程度近代 対決 に対して、 課題 の形 ·中世的 を認識 市 相 る。 を採 剋 か 而 民 ラ 結 社 上 0

## Ξ プ 1 フ ェ ン ۲, ル フとライブニッ ッの 国家理 論

な

自然法の

信奉者であっ

たとい

١,

中

久ラ に現 とく 対 ප් 立関係は、 治 <u>の</u> ブ )皇帝権 れて にド 1 的決定、 れてい ŀ フ ż フ ェ ij は る ツ皇帝 る。 ン ١, 選挙協約、 そ 中 ・デ令、 の 中世以来、 ル 世 権 七 まま彼らの フとライ 世 の現実をみてみると、 紀ド 7 的要素と「 慣習法等) ゥ ŕ 帝 ィ ゔ ヘスブル ・ツに 玉 = 国の基本法 制 ッ 近代」 ッの おける政 理 や帝国等族の諸権 論 ク 自然 の 的 宗教和議など 国 (金印 神聖 |家理 要素 治 法 理 論に 勅 P の 社会状況、 論にも 書 1 融 明 7 合 永 ぁ 帝 反 確 利

より

Ś

彼らが混迷したド

ż

ツの政治情勢を身をも

て体

改革案を真摯に追求する

世

0)

験

そ

れに対する解決策

うことができよう。 委ねら 有者で によっ ŀ ń は て 強 た権 なくその機関で ン が制 グ が 力を行使するにすぎない」 指 約 されて 摘して あ」 おり、 いるように、 b, ۲\* 「たんに 1 · ツ 国 皇帝は 王で 制 等 史研 こあっ 王 族 究の たと か 玉 Š 大家 所

く ライプニ ならないという宿命を生 とライプ えなかったことなどが考えられるが、(18) 教皇による内政干渉 た要因としては、 とした統 で ィ ١, 心とした が即位した三年後に あ ツに根強く残存する部 イ さらに ÿ 5 ノニッ が ッ た。 国 1 ŀ ツは三〇 は [家あ ・ギリス プ ツはこうした政治的現 イツの Ī 帝国議会が帝国 伝統的 る フ خ 年戦争終結 Ŧ いゝ (とくに は絶 生 自 , ン ランスとは違っ 一を享け 一まれ な皇 ۲, 迪 族制、 対主義国 ル ル 帝権 の ながらに背負わ フは三〇年 要求、 イ一四 の二 Ć 統治 有 の い 弱さ [家を構築 一年前 実を克服 力な選帝侯と る の中心 |世に プ が フ 一戦争 て、 ラ ば そし 1 よる そ フ ン か 的 してル され ス 'n できな 帝 ェ のことは の L 存 ź な ンド 最 لح 国 レ 諸侯 なく、 け 在 イ 中 7 ュ П を 東 た = ì i かゝ れ ル ば ŋ オ を 位 四 た フ 7 何

と見做している。(9)

この

ボ

ダンに始まる帝国

国

制 [を貴族

理

論

は 政

はド て伝 残さ

た権

利

は

も

は

ゎ

Ť

で

皇帝は

帝

の

象徴に

す

た法

ンの

社

会状態の叙述

から始まり、

近代ド

イツ社会の

抱

な

される。

し

た ゃ

が

っ

て カン

ボ

ダ

ン

は

帝

国 玉

体

なる方 六世 国 共 ええる うる 制 通 者たちも同 紀以来、 策が 区 テ ŏ 分 í ō か、 か 必要なの (君 は ١, また、 主 イツ じ課 もしそうであるとすれ まず、 政、 帝国 か、 題に 帝 貴族 という問 国の 果たして の 取 政、 政体を研 り組 統一 民主政) んで 題であ 帝 性を実現するには 国 究する国法学者た しっ ば が たとい の 主権 っ アリストテレ す をも ええる 'n つ国 に が 分類 い 家 ち か ス

題を

な

が

らそ

の

政

治理

論

を構

せざる

を

え

後、

な

か

たことを意味しているといえよう。

彼ら以前

の

玉

制

が

帝国 の主 政に変遷 みてい 定式化したジャ 世 七六 自由 しまで 権 で帝国 生 る。 都 の 帝 で有名 ボ 市 ダンに 最初に 国 議会に召 の まや主権はますます等族 は ン 総 家 . な によれ 体 産 ボ 取 君主 [集さ の 近代国家に ダンである 手 ば 組んだのは、 に 政 れ 移っ つであ カ 1 た帝国 てゆき、 が、 おけ 2 ル 大帝 たが、 |等族の総 彼は、 『国家論六巻』 る主権 からハイ (選帝侯、 ۲, æ ١, ż . が の絶 体 · ツ 皇 て選挙 ・イツ ゙ ・シリ な 対 諸侯、 帝 帝 性 かゝ 主 15 ۲ に 国 を

国国

制

論

(以下

「国制

論

と略記)

と題す

る **T** 

神 イ

聖 ッ

1

7

帝

国

の

歷史的

批

判の

書を著してい

る

が、

古代ゲ

ル

7

デ

• プ

Ŧ 1 15

ン

ッ

ケアンバ ンド

1

ノという匿名を用いて、

フェ

ルフは、

六六七年

įΞ

乜

ゥ

ij

ヌ

ス

帝

課題に

ŋ

その

論

的

۴

ル

国 ダ ば い 国 えるり の

制

の

´~

政

制

に

う根 関する 体 極端な帰結 フであったが、 緩 君主 徹底した現実主義的分析を行っ 12 本 朩 い 厶 ッ 的 ネ 和しようとしたの ついての意見の一 カン ラデ ブズ的 :なる政 |政体説をとるラインキ な問題と深く関わっ ウスらによって発展させられていくが、 だを中 1 カ な近代的主権概念を継承しつつ、 体 世的 またもやプーフェ ル な な の 結論に対して異議を申 かと が 伝統的な思考方法によっ 致は ライプニッ い いみるべ てお う問題 rングや混合政治 (20) 9 たの くも は主権 ン ツで ١, 主 権論 ル が な ぁ フの プ とは カゝ が異 体 9 し立て、 ī っ 説を た。 帝 た。 フ 何 て 帝 な 国 か 理 玉 玉 ボ n 玉

く鋭く 1 こえられ 指摘 政治 ッ 帝 る 国 したこの ほ の 経 どの X 済 制 上 害物 大べ 批 の 2判を中 さまざまな問題点を余すところな ス は ŀ 三〇万部も売れたと誇張 心 乜 ラ ラ 1 1 į マとしてい なっ た。22 たが、 玉 制 論

が イ

の

権

で

ある。

プ

1

x

ン

۴,

ル

フ

は

会契 た

権 の ッツの

玉

制

を批判する際その

理

論的 フ

規準となって

いゝ

മ

論 約を除いて、 3 主権 を 約 でさまざまな国 こうした主権に対する捉え方が帝国国制あるいはこれ 、う主権 要約す 説説の ñ を批判していく上でも決定的な意味をもって ĬV, ているように、 の 最終部: 政権 諸部分とその自然的結合について」 § 11.)′ 主 ń の最高性 ば 司法権 原則的にい (分で主権論を展開しているが、 論 さらに 『自然法と万民法』 法学者たちによっ Ç 等 主権を構成する諸 主 Z. の かなるものにも拘束され 権 玉 નુ は |家権力の不可分性 Ⅶ, vi, 基本法、 て唱えられ 第七 · 81.) 権 編 自然法による 限 第 IC の主張 で その 四 おいて論じ てきた政 C. N. あ 章 い る立 主権 心であ 社 な 「最 た いっ . જ 体 ま る。 ٤ 制 法 髙 綸

SS

の権 称号授与権 皇帝の (Reichskammergericht) 力につ みに属 和権 慣習そして等族 フ いてし が なく、 ۲ する特 封 ル 土授与権、 の フは 権は、 最高の司 な の かゝ 『国制 で、 も 権 利 (聖職者任命の) 大学設立権、 皇帝 法機関 ic 論 ۲, よっ 1 第五章 の ッ 意 て で 皇 あ ぁ 制 帝 都 ま る 限 「協定と帝国 12 はまに 芾 第一 帝 ප් は 建設認可 室 れ 立 は 請 裁 た 法 ならず、 願権、 皇 判 権 権 所 帝 の

> 政治的 87, 94.)**′** SS. 権 することができるために、 にすぎないと述べ とは明らかだからである。 政体であるという説は退けられる。 に確立しているという事実を指 する混合政体説に関しては、 るプー ない ンド 生殺与奪 までも |外とされたと見做し 国等族が構成する帝国議会に 99―101.)、皇帝と等族が共同 94—95.)° が存在してはいないという理由で否定され (S. ・フェ が、 iv 意思決定を最終的に掌握する権限が欠けてい 握 フの主権 一方、 の権、 ンド ح て の理論はそもそも主権は分割できない こうした現状認識に基づいて帝国 おり、 ルフ 帝 論 課税権、 S. 国等族は、 の からみれば、 ۲, 主権理 てよいであろう。 Į. イ ુ. また、 実質的な支配権 そ ッの とくに詳 の地で行われる宗教の 論に矛盾する説であるか 自らの領邦における SS. 一般法に反する法 「最高にして不可分の主 摘 皇帝にはもはや 的に主権を行使すると 貴族政体説については、 71 - 72,なぜならば、 してい 細に論じられては 79—81, る 主権 S プ が (も制定 帝 をす I. G., 臣 君 選 1 玉 主 の フ

x

帝

イ

論

١v

形態であると分析している(S. 1. プ 君主政体と「諸国家の体系」〔=国家連合〕 政 が の が 論理を帝国国制の現実に適用することで、 則的」であると述べているが、プーフェ(3) したプー から帝国 「変則的で怪物に似た」政体だと定義づけ、 帝国には国家意思の ている」団体は「規則的」であり、その他はすべて「変 は、「一人か一つの合議体が全員の代表として構成さ 第二十二章)を援用しているように思われる。 彼はホッブズの う結論部分に入っていく 1 であった。 体をアリスト 明白である。 :争ってきた国 フ 実体を ンド フ の Ŧ ンド 備 制をみれば、 ルフのような近代的な一元的 えて したがって、 テレスのいずれの政体にも分類しえな ì [家形態論の論争に終止符を打とうとした 「変則的な団体」論 ・フェ ル フ いっ いかなる代表機関も存在しないこと ない ンド の主張は、 ことは 帝国 ルフの主権理論に鑑みれば、 プーフェンドルフは帝国 帝 は国家と呼 国の国制を規定する際に、 明ら 国法学者たちには帝国 G., (『リヴァイアサン』 カュ SS. で ンドルフはこの 主権 あった。 ばれるに 国法学者たち 106—107.)° それ の 中 論の ホッブズ 間 は こう 制限 観点 的 స్తు ప な い の れ

> IJ ェ

ても、 ンド であって、 けとめられ、 国家性を否定しようとするきわめて危険な思想 国家の ・ルフが 帝国 統 彼にとってもドイツは一つの政治共同体であ の政治的統一 強調したかっ 論壇に物議を醸 的な意思能力、 性は証明されえないということ たのは、 したが、 そ 主権 のいずれ の最高性、 実際には の観点 不可分 からみ だとう 1 フェ

性、

ることは自明のことであった。(25)

聖

п

1

7

帝国

の

国家形

態がい が、

かなる政体であるの

いかとい

の

帝国 ついて』(一六七七年)第十一章において次のよう ライプニッ で自らの理論の いう偽名を用いて著した『ドイツ諸侯の主権と使節権 て危険な書物であるという認識から出発し、 ている。 フ スト教共同体 respublica christiana」の盟主としての ンドルフの『国制論』 ᆂ かし、 の名誉ある伝統、威光を傷つけようとした、 ンド ツは まさしくライプニッ ルフの主権: 正当性を主張することになるのである。 カエサリ 論 が帝国 ヌス・ 玉 制 フ 論に攻撃を浴びせること ッの の国家性 ュ 国 ル シ 制 「を否定 理 テ 論 徹底してプ ネ は ij ゥ きわめ ァ iz · スと っ キ Ī 述 フ

ł

てきた者たち 我々の I 家 (ドイツ) ヘドプー フ について、 ェ ンド ル フおよびその 勝手に 意見 追 を 随 述

べ

べ

餇 IJ 言おう、 している。 われていることを。」(J. S. ス人そしてスペイン人やフランス人によってさえも 同じ怪物 しかし、 がオランダ人、 このことが真実なら、 . L., ポーランド人、イギ Ś . 59.) 私は敢えて

者たちのこと〕

がいるが、

彼らはこれを怪物だと見做

しゝ

を

を有する一個の国家であることを強く主張している。 なレッ なわち最高権力 邦の直接的支配権をもつ帝国は、主権(majestas) 国家人格 ラ 国家である。」 を有する国家人格は、 人格である。 イプニッ 「一つの意思をもつことができれば、それは一つ テルを剝 (persona civilis) である。 ツは帝国にはられた「怪物」という不名誉 自らの部分 (=領邦) に対して最高権力 がすばかりでなく、むしろ、 (summa potestas) をもつ一つの国家 国家である。 それゆえ、帝国 したがって、 帝国は人格 す 領 の は

国家的 と見做すのは彼の主権論が中世紀的な理論構成を有して ように思われるが、 ッの 帝 菌 主張 国 統 制の政治的現 性 は 現実に適合しておらず、 = 国家人格性を備えているとするライプニ ライプニッツが帝国を敢えて国家だ 実からみれば、 帝国 ィ リュ が確固とした 1 ジ = ンの

論するのである。

的に捉えていくのである。 帝国に存する「普遍的 プニッツは皇帝と諸侯の主権を対立的なものとは考えず、 風させている (J. S. あり majestas 炒、 majestas J suprematus J superioritas で多元的な主権論を展開しているのである。 ているために、近代的な一元的主権論をとらず、 を認めつつ (J. S. た主権理論が、 しての国家的統一性を前提として、それらの主権 の領邦にはそれよりも劣った superioritas をそれぞれ イエルンといった広大な領邦には suprematus を、 ルに区分し、 リス人トマス・ レー るからに他ならない。 - ニン制 帝国の首長である皇帝には、 の絆によって結合された等族の連合体 朩 主権の多元性を認めない「才気鋭い ッブズの原理とは一致しえない」こと L., S. 58.)' ハノーバ L., SS. 17-19.)。このようにライ |共同体 respublica universalis」と すなわち、 そしてライプニッツはこうし Ţ 次のようにホッブズに反 ブランデンブル ライプ ノニッ の三つ 最高の威厳 彼は主権 ッ を調 ク、 の 相 は 対 ۼ イギ 中 レ 帝 バ 国 和

も彼〔ホッブズ〕 「しかし、文明化され の提起した たョー 〔主権の〕 ₽ ッ パ の しゝ 諸規則 かゝ な る によ 人民 はその神聖なる使命のゆえに、

他のキリ

教諸国に優

てい スト

. るが、

帝

国

なけれ である国家においての 物も存在しないであろう。 しっ の ホ ッブ 間 いとも思わない。 るのでなければ、 (ドイツ) でも存在しないであろう。 ノズの ばならない者たちが天使のような徳性を備えて 帝国は文明的な人民の間でも、 にお いてはまっ ·····ホ 朩 み ッブ 存 ……私は思うのであるが、 ズの帝国を可能だとも望ま ッ 在する ブ たくのアナー 私は、 ズの論議はその王が神 ō である。」(√. 最高権力をもた 野蛮人たち + i ·以外何 Ś

したがって、

我

々がホッブズに従うならば、

我

ハ々の国

て支配されてはいないということも

私は知っ

てい

る。

彼が 58—60.) ツが中世 『ドイツ諸侯の主権 的 な国家観を と使 抱 節 い 権 て い に た確 つ い て <u>し</u> た る

**国** 

皇帝に最高の威厳・政治権力を与えることは、

つまり、

領邦の多元的な自

|治権

主権

を

認

め

つつ、

X 帝 彼は近代的な連邦国家論の礎石を築いているのである。

の序論 教会を保護する任務と義務とを与えられ 一世俗の剣」として、 同体の首長 (Zweischwerterlehre) 証拠は、 ライブニッ すなわち、 の な (Christianae Reipublicae Caput)' で、 神聖口 すべてのキリスト教徒とキリ 皇ゲラシウ を復活させていることにも窺われ 1 7 帝国の皇帝は、 ス — 世 以 キリスト教共 来 の っ 両 ス ま 剣 ŋ ŀ ケ 家

が 1

ック 実は否定できないであろう。 りライプニッ ねらいがあったからだと指摘しているが、 ドイツ人民の国民意識を自覚させ、 ある 位し、 ツがこうした中世的 スがある。 (J. S. 指導的立場にあるとライプニッツは力説するの L., SS. 15-24.)° ツが中世 中世的思想に高 |的思考・理念にとらわ 伝統的理念を持ち出してきたのは、 しかしここに フーバ い価値を置くことで逆に 高揚させようとする ì は、 それでもやは 面白いパラド れている事 ライプニッ で

〇年) 位置づけている所以はここにある。(タタ) 堅固な基 よび国外の安全そして帝国の現在の 改革にも積極的 主権をもつ上位国家とそれに従属する支分国 の間 ライプニッ Д にはこうした連邦国家論の萌芽的形態が見受けら ワ 1 ・1クをすでに構築しているからである。ギ(28)(D国家権力の分割という連邦国家論の基本 礎の上に確立するかについての に取り組んでおり、 ツを近代的な連邦国家論の先駆者として 状態をいか ライプニッ 初期の著作 考察』(一六七 なる形 ツは 国 (下位国 ギー 内 的 帝 で お  $\mathbf{x}$ ル フ

n

プ 1

・フェ

ンド

ルフもライプニッ

ツ同様、

帝国の国

観点から何よりも帝国の政治的統一を望んでいたからば 想を展開していたが、 制論』第八章)において、連邦国家理論に発展しうる思 家性を維持することを最終目標とした帝国 改革 案(『国 であろうか。 的な視野で模索した結果に他ならないといえば言い過ぎ と「近代」の立場から、 また、思想的立場を異にしつつも、 ということは、ドイツの政治的後進性に阻まれながらも、 かりでなく、彼らがそれぞれ国家思想における「中世」 将来について同じような見通しと改革案をもっていた 対照的な主権論をもつ両者が帝国 帝国にとっての最善の道を普遍 両思想家が愛国的な 玉

匹 お ゎ りに

る。

ì

ンド

ルフとライプニッ

つ

法思想 代思想とは対峙し相剋するという側面を強くもっていた。 ろうとしたが、 その一例としてプーフェンドルフとライプニッツの自然 重要課題とし、 七世紀のド 国 |家思想の理論的対立が挙げられるわけである 近代思想のドイツへの受容・導入をは 実際にはその受容に際して中世思想と近 イツ思想は 「中世と近代との調和」 を最 か

> を通じてカントやヘーゲルにも受け継がれていくのであ というドイツ思想の理論的課題はその後一八・一九世紀 いかと思われる。 付けていく上で我々に示唆するところが大きいのではな そして伝統的思想と新たな思想の矛盾・調和・発展を跡 比較研究こそは、その意味において、「中世」と「近代」 築かれるのである。 弁証法的発展を通してはじめて次の段階への足掛かりが にみられる現象である。しかし、その対立と止揚という たな思想との相剋は「中世」と「近代」に限らず、 が、一般に伝統的思考様式とそれを否定しようとする新 そして中世思想の近代思想による克服 プーフェンドルフとライプニッツの 普遍的

する。 ただし、 ては本文中に引用する際に次の略号をもって示している。 以下のプ J. N. G. ∠ O. フェ H. C. は 編、 章、 ツの著作に 節 の順に表記

J. N. G.: S. Nachdruck Libri Octo, 1967) なね、Carnegie Endowment for International Peace (Frankfurt a. ج. Frankfurt & Pufendorf, De Jure Leipzig, 1759, M.: Minerva Naturaeç, Unverändertei et Gentium

- 参照した。 参照した。
- J. S. L.: G. W. Leibniz, "De Jure Suprematus ac Legationis Principum Germaniae", in Gottfried Wilhelm Leibniz, Sämtliche Schriften und Briefe, herausgegeben von der Akademie der Wissenschaften der DDR(以上 S. S. B. 山路記), Vierte Reihe, Zweiter Band, (Berlin: Akademie-Verlag, 1984), SS. 3—424. 公共、Patrick Riley 以 4の英賦 The Political Writings of Leibniz, translated and edited by P. Riley (Cambridge: Cambridge University Press, 1972. 以上 P. W. L. 山路記), pp. 111—120. 今參照 12.
- M. Q.: G. W. Leibniz, "Monita quaedam ad Samuelis Pufendorfii Principia", in P. W. L., pp. 64—75.
- N. M.: G. W. Leibniz, "Nova Methodus discendae docendaeque Jurisprudentiae", in S. S. B., Sechste Reihe, Erster Band (Darmstadt: Otto Reicl Verlag, 1930), SS. 259—364.
- O. H. C.: S. v. Pufendorf, De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem Libri Duo テキストはラテン語版、英訳版(F. G. Moore による訳)ともに Carnegie Endowment for International Peace を使用した。
- S. I. G.: S. v. Pufendorf, De Statu Imperii Germanici ad Laelium Fratrem, Dominium Trezolani Liber Unus h

- キストは Horst Denzer による独語訳 Die Verfassung des deutschen Reiches, Übersetzung, Anmerkungen und Nachwort von H. Denzer (Stuttgart: Philipp Reclam Jun., 1976) を使用した。
- (2) Vgl. G. W. F. Hegel, "Die Verfassung Deutschlands", in G. W. F. Hegel Werke 1 (Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1971), SS. 472—485. 金子武蔵訳『政治論文集』上(岩波文庫、一九六七年)、六四—七九ページ。文集』上(岩波文庫、一九六七年)、六四—七九ページ。
- 7、みすず蟄房、一九八九年)、一四―一五ページ。(2) 下村寅太郎『ライブニッツ研究』(下村寅太郎著作集
- (3) G. W. Leibniz, Discours de métaphysique, édition collationnée avec le texte autographe par Henri Lestienne (Paris: Librairie Philosophique J. VRIN, 1975), pp. 40—41. 河野与一訳『形而上学序説』(岩波文庫、一九五〇年)、八九—九〇ページ。ただし訳文は同一ではない。
- (4) Cf. Carl J. Friedrich, "Philosophical Reflections of Leibniz on Law, Politics, and the State", in Natural Law Forum, Volume 11 (The University of Notre Dame, 1966), p. 82.
- (5) Cf. A. P. D'Entrèves, Natural Law (London: Hutchinson's University Library, 1951), pp. 51—52. 久保正幡訳『自然法』(岩波書店、一九五二年)、七五—七七ページ。

- 三三二ページを参照されたい。 学概論』(法律学全集1、有斐閣、一九七六年)、三一九―(6)「法」と「道徳」の関係について は、加藤 新平『法哲
- (rc) Cf. Thomas Hobbes, *The Elements of Law*, edited with a preface and critical notes by F. Tönnies (Cambridge: At The University Press, 1928), p. 72.
- 8 要であろう。 ための一種の論理的擬制であったように思われる。むしろ、 然法の諸義務に従わねばならないかという根拠を導出する を前提とせざるをえないということであって、人がなぜ自 としての効力を有するためには、その立法者たる神の存在 ておらず、そのことは自然理性によって証明されるとして 9.)、さらには、神が自然法の創造者であることは否定され 系の一部に組み入れられており(O. H. C., I, ıv, §§ 1— 輪)」に関しては、人間の神に対する義務として 自然法 点に注意しておかなければならない。「自然 神学 〔=理神 E 示神学」であって、プーフェンドルフが意図していたのは られているにすぎないのである。 自然法にはもっぱら共同社会の秩序を創出する機能が与え されていること (0. H. C., I, iii, \$10.) のほうがより重 そこでは、 いる (0. H. C., I, iii, § 11.)。しかし、それは自然法が法 |確には「啓示神学からの自然法の解放」であったという ただし、ここで前提されていたのは、「神学」=「啓 自然法の現世における功利性(utilitas)が 自然法の内面規範性という観点は希薄であり、 体
  - (9) Cf. J. Moore and M. Silverthorne, "Gershom Carmichael and the natural jurisprudence tradition in eighteenth-century Scotland", in Wealth and Viviue, edited by I. Hont and M. Ignaticff (Cambridge: Cambridge University Press, 1983), pp. 77—82. スコットランド啓蒙思想における「自然法」と「自然神学」に関する問題については別の機会に論じる予定である。
  - 九〇年七月)を参照されたい。 ンショナリズム――」(『一橋研究』第一五巻第二号、一九桜井撤「私的所有の道徳的根拠――労働所有論とコンヴェ2) 私的所有権成立における合意と労働の関係については、
  - (2) Cf. I. Locke, Some Thoughts concerning Education, 研究』(北樹出版、一九八八年)所収〕を参照されたい。近代自然法学」(田中正司編著『スコットランド啓蒙思想(御茶の水鸖房、一九七九年)、同「スコットランド啓蒙と(1)) この点については、田中正司『市民社会理論の原型』
  - (1) Cf. J. Locke, Some Thoughts concerning Education, with introduction and notes by R. H. Quick, M. A. (Cambridge: At The University Press, 1934), p. 161. 服部知文訳『教育に関する考察』(岩波文庫、一九六七年)、二八九ページ。
  - (A) Cf. G. W. Leibniz, "On Natural Law", in P. W. L., pp. 77—80.
- (4) Vgl. Hans-Peter Schneider, "Gottfried Wilhelm Leibniz", in Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert, 2.

Aufl. herausgegeben von Michael Stolleis (Frankfurt am Main: Alfred Metzner Verlag, 1987. 以下 Staatsdenker と略記), S. 217.; Cf. C. J. Friedrich, op. cit., pp. 83—84. (15) この点については、拙稿「プーフェンドルフ——自然法国家理論の基本構造——」〔田中浩編『現代世界と国民 法国家の将来』(御茶の水書房、一九九〇年二月)所収〕を参照されたい。

- 文堂、一九八九年)所収〕、二九五―三〇〇ページ。(16) 小林公「ライプニッツ」〔碧海純一『法哲学概論』(弘
- (17) Vgl. Fritz Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte:
  vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart, Acht Auflage
  (Stuttgart: K. F. Koehler Verlag, 1964), SS. 34—35. 成
  瀬治、坂井栄八郎訳『ドイツ国制史——一五世紀から現代
  まで——』(岩波書店、一九八〇年)、五二—五三ページ。
  (18) Vgl. Ebenda, SS. 5—45. 邦訳九一六八ページ。
- (2) Cf. Jean Bodin, Les six livres de la République (Six Books of the Commonwealth), abridged and translated by M. J. Tooley (Oxford: Basil Blackwell, 1955), pp. 70—72.
- Orbis」としてなお最高権力を有しているから 帝国 は君 主ト教世界の最高の為政者 summus magistratus Christianiト教世界の最高の為政者 summus magistratus Christianiを が、「一八一九年」のなかで、ドイツ帝国はローマ 帝国を (2) ラインキングは『世俗的および宗教的統治に関する論

- 政体だと主張する。Vgl. Ernst Rudolf Huber, "Reich, Wolk und Staat in der Reichsrechtswissenschaft des 17. und 18. Jahrhunderts", in Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, herausgegeben von Hermann Bente, Ernst Rudolf Huber, Andreas Predöhl, 102. Band (Tübingen: Verlag der H. Laupp'schen Buchhandlung, 1942).

  S. 598. ラインキングに関しては、Christoph Link, "Dietrich Reinkingk", in Staatsdenker, SS. 78—99. 必参照でれたい。
- (21) リムネウスは一元的主権論に基礎を置く帝国国制理論に対抗し、帝国の二元的国制構造により則した理論を構築しようとしたが、彼は国家形態は誰が人格的主権(majestas personalis)を有するかによって決定されると考え、ドイツでは、統治権力は皇帝と帝国等族に共同的に委ねられているから、帝国は混合政体であると唱える。Vgl. Rudolf Hoke, "Johannes Limnaeus", in Staatsdenker, SS. 100—117
- (A) Vgl. Bernd Roeck, Reichssystem und Reichsherkommen, die Diskussion über die Staatlichkeit des Reiches in der politischen Publizistik des 17. und 18. Jahrhunderts (Stuttgart: Franz Steiner Verlag Wiesbaden GMBH, 1984), S. 29.
- (に一六二―一六七ページを参照されたい。(23) プーフェンドルフの主権論については前掲の拙稿、と

- (24) Cf. T. Hobbes, Leviathan, The English Works of Thomas Hobbes, now first collected and edited by Sir William Molesworth, Bart. Vol. III., Second Reprint 1966, Scientia Verlag Aalen., p. 210. 水田洋・田中浩訳『ホップズ――リヴァイアサン――』(河出書房新社、一九七四年)、一四九ページ。
- (3) Vgl. Bernd Roeck, a. a. O., S. 49. プーフェンドルつことができれば、全ョーロッパにとって脅威となりうるであろう」と述べ(S. 1. G., S. 118.)、人口、耕地、資源、であろう」と述べ(S. 1. G., S. 108—117.)。
- (A) G. W. Leibniz, "In Severinum de Monzambano", in S. S. B., Vierte Reihe, Erster Band, (Berlin: Akademic-Verlag, 1983), S. 501.
- (%) Vgl. E. R. Huber, a. a. O., SS. 604, 611, 621.
- (%) Vgl. Otto von Gierke, Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien (Breslau: Verlag von M. & H. Marcus, 1902), SS. 245—246.
- (S) Vgl. Ebenda., SS. 246-247
- (A) Vgl. G. W. Leibniz, "Bedanken Welchergestalt Securitas publica interna et externa und Status praesens im Reich iezigen Umbständen nach auf festen Fuβ zu stellen",

- in S. S. B., Vierte Reihe, Erster Band, (Berlin: Akademie-Verlag, 1983), SS. 133-214.
- 31 Verlag, 1957), SS. 267-269 持しようとしたのであった。Vgl. F. Meincckc, Die Idee 思われる。したがって彼は、 する必要性をプーフェンドルフ自身強く感じていたように 家性を維持するためには、同盟諸国(領邦)の主権を制約 心とした帝国統治によって実現しようとしたが、帝国の国 ある帝国の統一性を皇帝と連邦評議会(Bundesrat)を中 und eingeleitet von W. Hofer (München: R. Oldenbourg der Staatsrüson in der neueren Geschichte, herausgegeben って (S. I. G., S. 95.)、帝国の国家性、政治的統一性を維 の形で、すなわち、領邦の主権を制限するという方法によ 128.)。プーフェンドルフはライプニッツとはまったく逆 力をもって執行することができるとしている (S. I. G., S. 合には、政府の下した裁定を係争中の当事国に対して強制 プーフェンドルフは、「諸国家の体系」に近づき 同盟国の間に係争が生じた場 うっっ
- 始者であると論じている。Vgl. Bernd Roeck, a. a. O., S.いち早い、帝国は等族的な連邦国家であるという見解の創(32) ロエックは、プーフェンドルフはライブニッツよりも

(一橋大学大学院博士課程)